

## 「介護保険料納入通知書の写し」について

(1) 介護保険料納入通知書等の写しは、住所、氏名、保険料段階が写るようにコピーをして下さい。住所、氏名、保険料段階が写っていないものは無効になります。紙のサイズがA3のためA4サイズに縮小するか、以下の該当部分（黒枠内）が収まるようにコピーする必要があります。両面コピーや2枚にわたるコピーは同一性がないため使用不可です。

**該当部分**

年度課入 介護保険料納入通知書・介護保険料額決定通知書・特別徴収額通知書																																											
住所 氏名																																											
被保険者番号																																											
お問い合わせはこちらの窓口へ																																											
●通知書の発行事由: ●保険料額の算定																																											
期間 月別 世帯の課税状況※1 保険料額(年額)(円)⑥ 減免額(円)⑦ 毎月料額(円)⑧ ⑨/12-⑩																																											
●特別徴収の場合の特別徴収義務者及び年金種別																																											
●普通徴収の場合の納付方法																																											
この通知書は、今年度の課税状況等に基づき、今年度の確定した介護保険料をお知らせするものです。																																											
1 介護保険料の計算 この月から月度で保険料額を計算し、翌生月や誕生日月の翌月から納めていただきます。(各月1日生まれで65歳、65歳未満の方は、その月の誕生日月の翌月から納めます) また、転居や死亡により資格喪失した場合は、喪失月の翌月まで保険料額を月単位で計算します。保険料の計算の結果、お送りする保険料がある場合には、「納付通知書」によりお知らせします。 なお、納付方法が特別徴収の場合、本納付日以降に変更前の保険料額が年金から差し引かれて納めますとなることがあります。お送りする保険料がある場合は改めてお知らせします。																																											
2 介護保険料の納付方法 令和7年4月1日現在において65歳以上で、下表の特別徴収の対象者に該当する旨の通知が年金保険者から本市にあった方は、令和7年10月以降、特別徴収となります。																																											
特別徴収 普通徴収																																											
対象者 老齢・退職・連続・障害年金のうち、いずれか一つでも年額18万円以上受給されている方 特別徴収以外の方 年金からの介護保険料が差し引かれます。 納付方法 手続に不要です。 納付月 在6回年金支給月(4・6・8・10・12・2月) 新規																																											
○各月の保険料額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; width: fit-content;"><tr><th>保険料額</th><th>変更前の保険料額</th></tr><tr><td>特別徴収(円)</td><td>普通徴収(円)</td></tr><tr><td>4月</td><td></td></tr><tr><td>5月</td><td></td></tr><tr><td>6月</td><td></td></tr><tr><td>7月</td><td></td></tr><tr><td>8月</td><td></td></tr><tr><td>9月</td><td></td></tr><tr><td>10月</td><td></td></tr><tr><td>11月</td><td></td></tr><tr><td>12月</td><td></td></tr><tr><td>1月</td><td></td></tr><tr><td>2月</td><td></td></tr><tr><td>3月</td><td></td></tr><tr><td>新規</td><td>変更前の年間保険料額</td></tr><tr><td>合計 内、源泉控(再現)</td><td></td></tr></table>		保険料額	変更前の保険料額	特別徴収(円)	普通徴収(円)	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		新規	変更前の年間保険料額	合計 内、源泉控(再現)											
保険料額	変更前の保険料額																																										
特別徴収(円)	普通徴収(円)																																										
4月																																											
5月																																											
6月																																											
7月																																											
8月																																											
9月																																											
10月																																											
11月																																											
12月																																											
1月																																											
2月																																											
3月																																											
新規	変更前の年間保険料額																																										
合計 内、源泉控(再現)																																											
○普通徴収の場合の納期限 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; width: fit-content;"><tr><th>納期</th><th>納 紹 依</th><th>納 期</th></tr><tr><td>4月</td><td>3月</td><td></td></tr><tr><td>5月</td><td>4月</td><td></td></tr><tr><td>6月</td><td>5月</td><td></td></tr><tr><td>7月</td><td>6月</td><td></td></tr><tr><td>8月</td><td>7月</td><td></td></tr><tr><td>9月</td><td>8月</td><td></td></tr><tr><td>10月</td><td>9月</td><td></td></tr><tr><td>11月</td><td>10月</td><td></td></tr><tr><td>12月</td><td>1月</td><td></td></tr><tr><td>1月</td><td>2月</td><td></td></tr><tr><td>2月</td><td>3月</td><td></td></tr><tr><td>3月</td><td>4月</td><td></td></tr><tr><td>新規</td><td>合計</td><td></td></tr></table>		納期	納 紹 依	納 期	4月	3月		5月	4月		6月	5月		7月	6月		8月	7月		9月	8月		10月	9月		11月	10月		12月	1月		1月	2月		2月	3月		3月	4月		新規	合計	
納期	納 紹 依	納 期																																									
4月	3月																																										
5月	4月																																										
6月	5月																																										
7月	6月																																										
8月	7月																																										
9月	8月																																										
10月	9月																																										
11月	10月																																										
12月	1月																																										
1月	2月																																										
2月	3月																																										
3月	4月																																										
新規	合計																																										
○普通徴収の場合の納付場所 銀行などの金融機関(ゆうちょ、郵便局を含む)、 ATM、支店、出張所、名古屋市指定コンビニエンスストア																																											
○歳入科目 (会計) (税) (債) (貸) (借) (資) 外債保険料 従業保険料 保険料 介護保険料 現金(貯金)																																											
■介護保険料については、被保険者が特別徴収か普通徴収かを選擇することはできません。 ●納入通知書の三項の内容の点字版をご希望の方は上記お問い合わせ窓口へご連絡ください。																																											

(2) 介護保険料納入通知書の写しは、最新のものを添付する必要があります。

		実施月		
区分	発行月	4~6月	7月	8~3月
前年度の確定版	(前年7月)	○	○	—
当年度の暫定版	4月	○	○	—
当年度の確定版	7月	—	○	○